

兵庫・市辺^{いちべ}遺跡



(篠山) 本郷
市 辺
横田
石生
犬岡
大野
新井
大野
市
山

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 所在地 | 兵庫県氷上郡氷上町市辺字櫻前・本郷字壱丁田 |
| 調査期間 | 一九九九年（平11）六月～二〇〇〇年三月 |
| 発掘機関 | 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所 |
| 調査担当者 | 種定淳介・平田博幸・鈴木敬一・大崎晃司・小川弦太・薄和義 |
| 遺跡の種類 | 地方官衙関連施設 |
| 遺跡の年代 | 二世紀～一二世紀 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 本調査は、北近畿豊岡自動車道の建設に伴う発掘調査である。 |

遺跡は加古川の上流にあ

たる。列島の中央分水界と

しては最低位の「水分れ」の西に位置し、加古川と由良川の結節点として古来より交通の要衝であったと考えられる。

調査区の北から検出された三棟の掘立柱建物はいず

れも大型の建物で、柱穴は一边が○・八～一・〇m、隅丸方形を呈し、残存する柱根は直径が○・三～〇・四mを測る。この掘立柱建物の西と南には総柱建物の倉庫が九棟以上検出された。三間×三間と一間×二間が多く、床面積は九～二四²m前後の規模の小さい建物である。これら倉庫の一部には、柱穴の底に木材の礎盤を敷き、掘立柱の沈下を防ぐ施設を施したものもあり、また、南の倉庫は木材の代わりに石を据えつけたものも存在する。これらの建物や倉庫群は、重複関係から八世紀後半と想定される。

九世紀の溝からは銅印が出土している。苔鍤で有孔、印面は一边が一寸の方形で二重郭、印文は「名」と陽刻されている。また、和同開珎・万年通宝・神功開宝などの皇朝十二錢一五枚が、掘立柱建物に近接して、須恵器の杯に埋められた状況で検出された。この杯には「金真利」の文字が墨書きされている。鏡の代替であることを示すのだろう。

この他、少量ながらも須恵器の円面硯・杯蓋転用硯・水滴、「秦」「長福」「村田」「盛」「大」などの墨書き土器も出土している。さて、木簡は上述の遺構の下層にあたる奈良時代前半の溝から発見された。この溝からは「院」「益利」「益女」などと墨書きされた須恵器が多数出土している。また木製品では、人形・馬形・斎串など、祭祀に関連する資料も共伴している。ただし、この時期には建物などの明確な遺構は検出されていない。

今回の発掘調査の結果、市辺遺跡は奈良時代の地方官衙関連遺跡である」とが判明した。近傍には、古代山陰道が存在したと想定されており、水上郡の郡家は、郡名を冠する水上郷、すなわち市辺遺跡の周辺に存在したと推定されている。これらから本遺跡は、水上郡衙の付属施設として、加古川の舟運を利用した物資の集荷場所のような性格を有していたと考えている。

なお、「和名類聚抄」高山寺本では、水上郡は「東県」と「西県」とに分けられている。郡家の本院が東県の水上郷に存在したのに対し、西県には郡家別院が存し、それが春日町の山垣遺跡であるとの推測がなされている(平川南「郡符木簡」「律令国家の地方支配」吉川弘文館一九九五年)。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「五月十四日下稻數冊四束 袋^{一斤廿}赤綿八斤廿四束 此者諸用事
- ・「国遣御僧受給申中臣部忍人 酒四升 秦人
 - 石前郷野家里 戸尻方奈壳米一斗 大家
 - 桑連麻長古米一斗 中臣
- (379)×59×5 081*
- (2) 「娶人日奉黒人
- 秋稻塩酒一連□一□□^{〔進カ〕}
□□□□□^{〔正身カ〕}
- ・「田中小奈伎事了

(369)×47×4 019

「
□□□年五月廿九日 宗部^{〔里カ〕}申物部枚夫
右二^{〔人〕}文作大人
294×73×7 081

〔^{〔淨カ〕}名白上 国司以令病状見使□
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}名白上 国司以令病状見使□
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}名白上 国司以令病状見使□
〔使カ〕

(310)×45×4 019

〔^{〔淨カ〕}六斗
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}中臣部千足
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}板沙進送^{〔淨カ〕}
〔使カ〕

530×48×8 043*

〔^{〔淨カ〕}石前里 中臣連忍人
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}神人若末呂
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}人
〔使カ〕

(275)×(14)×6 081

〔^{〔淨カ〕}直稻椅十束
〔使カ〕

〔^{〔淨カ〕}部□□万呂□六斗
〔使カ〕

(127)×(20)×3 081

〔^{〔淨カ〕}申上八
〔使カ〕

(115)×(14)×(0.5) 081

(101)×(11)×5 081

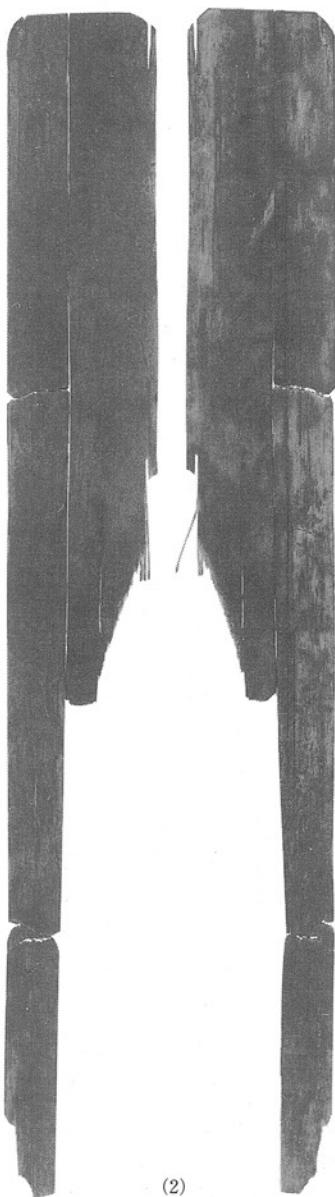
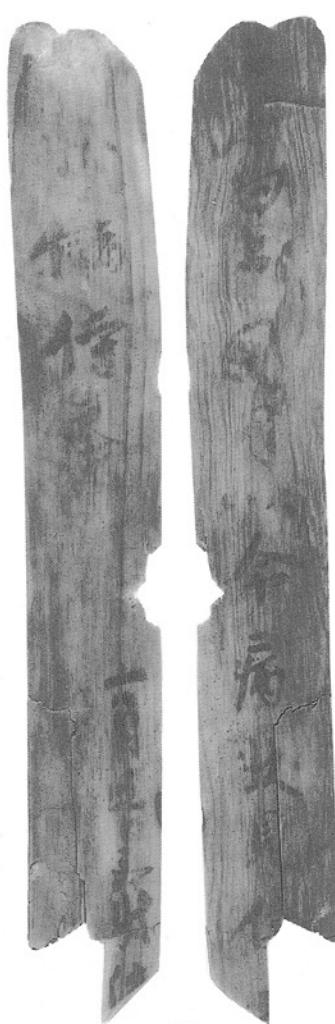
(11)	・田所人□□	
(12)	□子代□□	
(13)	□□五	
(14)	□□□111□	
(15)	「△□」百十	
(16)	□□□	
(17)	□□□	
(18)	□	
(1)	「(1)は、桑と赤綿の調達に稻を充てたことを記した記録簡である。	
(2)	「(2)は、上端の左右の角を切り落とした短冊形の木簡である。秋に収穫された稻と塩と酒が一組として表現される。「一連」の下の字は、偏は土偏だが旁は不明。「塩」など、器を表現した字で、上記の物品に器を加えて進上したものか。「娶人」は「嫁取り人」、「田中小奈伎」はその使いか。こうした文意から、結納のような儀式に伴う物品の貢進を記載した木簡であるとすれば、奈良時代の婚姻の様相を知る上で興味深い資料といえよう。	
(3)	「(3)は、冒頭に年月日を記し、続いて本文となる。「年五月廿九日」の上は上端まで三文字分の墨痕が確認できる。あえて釈読すれば、「乙巳年」と読めなくはないが、干支年号は大宝以前に限られるという原則にそぐわない。なお、木簡の年代は「宗部里」の記載から、郡里制下のものとも考えられる。	
(4)	「(4)は、淨名という人物が差出人の文書木簡である。国司が郡内を	

この郷名は郡内に地名としてほぼ完全に遺存しているが、「石前」郷のみは現存しない。しかし続く「野家里」は、本遺跡の西を流れ加古川の対岸にあたる黒田字宮家の字名をその候補地として挙げることができる。よって、不明であった石前郷の比定地を黒田から成松近辺に想定することが可能となつた。水上郡家が水上郷に所在すると仮定すれば、国府派遣の僧への支給の負担は郡家に隣接した郷に課せられたことを示す例となる。木簡の年代は「石前郷野家里」の記載から、郷里制下に求められる。

(2)は、上端の左右の角を切り落とした短冊形の木簡である。秋に収穫された稻と塩と酒が一組として表現される。「一連」の下の字は、偏は土偏だが旁は不明。「塩」など、器を表現した字で、上記の物品に器を加えて進上したものか。「娶人」は「嫁取り人」、「田中小奈伎」はその使いか。こうした文意から、結納のような儀式に伴う物品の貢進を記載した木簡であるとすれば、奈良時代の婚姻の様相を知る上で興味深い資料といえよう。

(3)は、冒頭に年月日を記し、続いて本文となる。「年五月廿九日」の上は上端まで三文字分の墨痕が確認できる。あえて釈読すれば、「乙巳年」と読めなくはないが、干支年号は大宝以前に限られるという原則にそぐわない。なお、木簡の年代は「宗部里」の記載から、郡里制下のものとも考えられる。

(4)は、淨名という人物が差出人の文書木簡である。国司が郡内を



巡回した際に病気となり、その病状を見舞うために使者を派遣した内容と考える。

(6)は、全長五三cmの完形の封緘木簡である。羽子板状に整形された板材の体部の上端と下端に左右から切り込みを入れる。厚さ八mmの木簡をさらに半截し、頭部から柄の上部まで、すなわち木簡の上半部を割り裂いている。頭部は左右の角を切り落として山形に整形する。「坂沙」は「返抄」の意であろう。これを「進送」と上申の形で送付しており、例えば氷上郡西県の郡家別院と考えられる山垣遺跡から、東県の郡家本院に宛てられた文書であった可能性を考えることもできようか。なお、上端の切り込み付近の二つの墨痕は、綴じた紐の上から封印をした墨付と考えられる。

(7)の「石前里」は、(1)の「石前郷」と同じく「和名抄」にみられる郷名である。また、「神人」は山垣遺跡出土木簡にも例がある(本誌第一〇号⁵⁾⁽¹⁰⁾)。木簡の年代は「石前里」の記載から、郡里制

下のものと考えられる。

(8)は、「□直稻椅」という人名と稻の束数が記される。(9)の二文字目は、偏は「子」だが、旁は不明。(11)の「田所人」は、豪族の農業経営の拠点とされる「田所」と関連があろうか。

(15)は、上端に切り込みがあり、下半部は欠損している。物品の内容を表記した付札である。

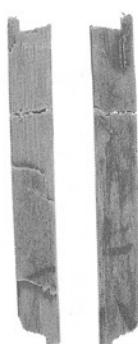
なお、木簡の釈読にあたっては、平川南氏と寺崎保広氏のご教示を得た。とりわけ、本報告の釈文とその内容については、大半が平川氏の「兵庫県氷上町 市辺遺跡出土木簡」(関係文献所収)からの抜粋であることを明らかにしておきたい。

9 関係文献

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所『平成一〇年度 年報』
(一〇〇〇年)
(種定淳介)



(3)



(10)